

弓道場の個人使用に係る取扱要領（アーチェリー編）

平成27年11月5日

逗子市都市公園条例第6条に規定する有料の公園施設である弓道場（以下「本施設」という。）を、アーチェリー競技を行うため、個人で使用する場合における取扱いについて定めるものとする。

なお、ここでいう個人で使用する場合は、逗子市都市公園条例別表第6 有料の公園施設の使用料の表中、弓道場の単位欄「個人」に記載の区分により使用する場合はいう。

（目的）

第1条 この要領は、本施設を個人で使用する場合において、アーチェリー競技に内在する危険を低減させること、及びこれと密接不可分にある本施設内におけるマナーを確保することにより、安全かつ快適な弓道場を実現し、以ってアーチェリー競技の普及に資することを目的とする。

（行射資格）

第2条 本施設においてアーチェリー競技を個人で行うことができる者は、次の要件の(1)又は(2)を充たし、(3)とともに本施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）にアーチェリー個人使用許可申請書（第1号様式）を提出し、逗子弓道場アーチェリー個人使用許可証（第2号様式・以下「許可証」という。）を授与された者とする。

- (1) 公益社団法人全日本アーチェリー連盟が発行する有効な会員証及び別表第1に定めるスターバッジを所有する者
- (2) 体育協会が実施する認定試験において、別表第2に定める点数以上の成績をあげた者
- (3) 指定管理者に対し、誓約書（第3号様式）を提出した者

2 前項第1号に規定する会員証は、毎年度の初回利用時に指定管理者に提示するものとする。

3 行射資格は、リカーブ、コンパウンド、ベアボウのそれぞれについての的から50mの行射資格及び同30mの行射資格とし、前者の行射資格を得た者は、後者の資格も得たものと見なす。

4 指定管理者は、許可証を発行した者の名簿を作成し管理する。

5 許可証の有効期間は、許可証取得時における指定管理者の当該契約期間内とする。

6 第1項の規定により許可証を取得した者が弓道場においてアーチェリー競技を行うときは、常に許可証を携帯し、また指定管理者が求めた場合は速やかに提示するものとする。

7 逗子アーチェリー協会が実施する競技会または月例会において、第1項第2号の規定を充たす成績をあげた者は、同協会会長からの申し出により、同項同号の規定を充たしたものと見なす。

8 指定管理者は、第1項の要件を充たした者であっても、体育施設の管理に係り別に定める倫理委員会への諮問・答申を経て弓道場の健全な運営に問題があると判断した者に対し、行射資格を認めない、あるいは既に認めた行射資格を取り消すことができる。

（認定試験）

第3条 認定試験は、公益財団法人逗子市体育協会（以下「体育協会」という。）が毎年度において複数回実施する。ただし、受験希望者がいない場合はこの限りではない。

2 行射は、リカーブ、コンパウンド、ベアボウのうち、今後において本施設での行射を希望する弓種

で30mの距離から80cmの的に向かい、1回について6本行射し、これを6回繰り返す。

- 3 成績の判定は、体育協会が行う。
- 4 受験料は、1人につき1回千円とし、認定試験の申込時に指定管理者に納付する。
- 5 受験は、1人につき1日2回までとする。
- 6 年齢は、試験日において満20歳以上とする。
- 7 その他、認定試験の実施に当たり必要な事項は、その都度指定管理者が別に定める。

(利用方法)

第4条 本施設は、アウトドアーターゲット場であることから、アウトドアーターゲットの競技ルールに基づかない利用は禁止する。

- 2 弓具は、公益社団法人全日本アーチェリー連盟の種目別競技規則に準拠したもの以外の使用を禁止する。
- 3 許可証に記載された種目以外の行射は禁止する。
- 4 満20歳未満の者の使用は禁止する。
- 5 事故が発生した場合は、速やかに指定管理者に報告するとともに、現場において必要な対応を図る。
- 6 その他、利用に当たってのルール・マナーは指定管理者が別に定める。

別表第1

全日本アーチェリー連盟競技規則（平成26年10月1日改定施行）による

種 別	スターバッジ
アウトドア リカーブ（70mラウンド）	ホワイト
アウトドア コンパウンド（50mラウンド）	ホワイト
アウトドア リカーブ（1440ラウンド）	ブロンズ
アウトドア コンパウンド（1440ラウンド）	ブロンズ
フィールド ベアボウ（マーク12標的）	ブロンズ

別表第2

	50m行射資格	30m行射資格
全ての弓種	260点	230点

第1号様式

第1号様式（第2条関係）

アーチェリー個人使用許可申請書

年 月 日

指定管理者

住 所

氏 名

印

私は、下記1のとおり、弓道場の個人使用に係る取扱要領第2条に規定する行射資格を充たしていますので、同条第1項第1号に規定する誓約書を提出するとともに、当該弓道場の個人使用資格の許可を申請します。

1 充たした要件（どちらかに○を付けること。）

① 公益社団法人全日本アーチェリー連盟が発行する次のスターバッジを所有している。

[]

⇒ 上記連盟が発行するスターバッジを提示すること

② 体育協会が実施した認定試験等で基準以上の成績をあげた。

⇒ 試験等実施日 年 月 日・弓種 []・得点 点

2 アーチェリーの経験・資格等

あなたがこれまでに取得したアーチェリーに関する資格、受講した講習会、経験等について記載してください。

第2号様式（第2条関係）

（表）

↑ 6 cm	逗子弓道場アーチェリー個人使用許可証				
	写真	許可番号	_____		
		有効期限	年	月	日
		行射種目	m		
		氏名	_____		
		住所	_____		
↓					
←		9cm		→	

（裏）

<注意事項>			
1	競技中は必ず携帯すること。		
2	有効期限内に更新すること。		
3	他人に貸与しないこと。		
4	安全管理に十分注意すること。		
5	事故があった場合は、速やかに指定管理者に報告すること。		
	年	月	日
	公益財団法人逗子市体育協会		印

誓 約 書

私は、逗子弓道場の利用に当たっては、逗子市都市公園条例、同条例施行規則、逗子市都市公園有料の公園施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例、指定管理者が定める弓道場を利用するに当たってのマナー・ルール（アーチェリー編）、及び公益社団法人全日本アーチェリー連盟が定める次の規定を遵守することを誓います。

これらに違反した場合、又は指定管理者の是正指導に従わなかった場合は、使用の中止、退去命令、その他の処分に従います。

- 1 理念・行動指針
- 2 倫理規程
- 3 安全のための知識
- 4 安全規程 —アーチャーの安全マナー—
- 5 その他、公益社団法人全日本アーチェリー連盟が定める安全の確保に関する規定等

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

附 則

- 1 この要領は、平成28年1月1日から適用し、それまでの間は従前の例による。
- 2 別表第2は、体育協会が本施設における行射時における危険を更に低減させる措置を行い、逗子市の確認を受けるまでは次のとおりとする。

別表第2

	50m行射資格	30m行射資格
全ての弓種	280点	250点

附 則

- 1 この要領（名称変更）は、平成28年11月10日から適用する。

弓道場を利用するに当たってのマナー・ルール（アーチェリー編）

平成27年12月1日

弓道場の個人使用に係る取扱要領第4条第6項に規定するルール・マナーは、次のとおりとする。

- 1 他の方が行射中における弓道場への入場は禁止する。
- 2 場内での飲酒、飲食（水分補給は除く。）、喫煙は禁止する。酒気を帯びた状態での入場も禁止する。
- 3 的の準備・片付けは利用者が行い、利用後は必ず元の場所に戻す。
- 4 的の設置は8台までとする。
- 5 使用する的紙は80cmのみとし、原則として指定管理者が提供する。
- 6 30mでの行射の的は、的に向かって右方より設置し、3台までとする。
- 7 シューティングラインは50mのラインのみを使用することとし、30mの距離での行射は、的の移動によって行う。ただし、30mの距離で行射する者のみの場合は、シューティングラインを30mのラインにて使用することとし、的は移動しない。
- 8 弓を引き分ける時は、矢が地面に対して水平、あるいは矢先が的に付いた状態でなければならない。行射を中断し弓を引き戻す際も同様とする。
- 9 1回の行射時における矢は、6本以内とする。
- 10 矢とりは必ず一斉に行うこととし、その際は矢を裸で持ち歩かない。
- 11 他の競技者の迷惑となる行為（大きな声で話す、話しかける等）をしない。
- 12 ビデオやカメラでの撮影は、他の競技者の了解を得たうえで行う。
- 13 利用者の不注意によって発生した事故の責任は、その原因者が負う。
- 14 私物の管理は、利用者が責任を持って行う。
- 15 附属屋を含む施設の整理整頓を心掛け、共用物は丁寧に扱う。
- 16 一度の行射可能人数を超える人数が入場した場合は、お互いに譲り合い利用する。
- 17 この文書に記載のないマナー・ルールに関することは、指定管理者の指示に従う。

平成27年11月5日制定

平成28年12月1日一部改正